

給付型奨学金の申し込みは令和4年2月28日(月)まで

☎ 市 教育総務課 ☎ 53-5151 ☎ 53-5129

奨学金は月額30,000円
上半期・下半期に分けて
18万円ずつ給付

給付期間は
正規の修学期間が
終了するまで最長4年間

対象者は
令和元年度～令和3年度入学者、
令和4年度入学予定者

対象者 次の要件すべてに該当する人

奨学生は、奨学金給付審査会に諮って決定します。

**令和4年度から、特に人材が不足している福祉・保育・医療等の
専門分野は、重点職種として募集区分を設けます。**

- ・ 大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
- ・ 市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている
- ・ 令和4年3月31日現在で満25歳未満
- ・ 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
- ・ 経済的理由により学資金の支援が必要と認められる
- ・ 保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる
- ・ 父母等の認定所得金額が、収入基準額*以下である
*市公式ウェブサイトにて判定シミュレーションができます。

受付期間

令和4年2月28日(月)まで

- ※受付期間以外での申請はできません。
- ※郵送の場合、令和4年2月28日消印有効です。
- ※申請時には作文の提出が必要です。
- ※申請状況に応じて、二次募集をする場合があります。

受付場所

教育総務課、山東支所、各市民自治センター、
各行政サービスセンター

申請書記布場所

上記受付場所のほか、市立図書館、
県内の高等学校

*市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



国民健康保険加入者の皆さんへ 医療費のお知らせを送付します

☎ 市 市民保険課 ☎ 53-5114 ☎ 53-5118

国民健康保険は、病気やけがをした際に安心して医療を受けられるよう支え合う、助け合いの制度です。

市では、年に4回、医療機関等を受診した医療費総額等を記載した「医療費のお知らせ」を国民健康保険加入者に送付しています。

「医療費のお知らせ」は…

国民健康保険の医療費負担の仕組みや健康に関する意識を高めてもらうため送付しています。また、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できます。

*紛失した場合は、再発行ができますので、市民保険課までお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」送付時期

| 送付時期 | 記載対象診療月 |
|-------|------------|
| 5月末頃 | 1月～3月診療分 |
| 8月末頃 | 4月～6月診療分 |
| 12月末頃 | 7月～10月診療分 |
| 翌2月末頃 | 11月～12月診療分 |

注意点



- 送付月の前月末日までに国民健康保険被保険者資格を喪失した場合、医療費のお知らせは送付されません。お知らせが必要な場合は、市民保険課までお問い合わせください。
- 医療費控除の対象となる支出で、医療費のお知らせに記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付していただく必要があります。
- 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

第3期米原市教育振興基本計画を策定しました 問 市 教育総務課 ☎53-5151 ☎ 53-5129

市では、長期的な展望に立って本市の教育の方向性を示す第2期米原市教育振興基本計画に基づき、教育行政を推進しています。第2期計画の期間が令和3年度末で満了を迎えることから、計画の成果と課題を整理し、近年の社会情勢や教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、第3期米原市教育振興基本計画を策定しました。

基本理念

ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら
～自分もひと大切にし、地域を誇る人づくり～

本計画の
詳細はこちら▶



基本目標

- 1 心豊かで、たくましく、しなやかに生きる力を育む教育を実現します
- 2 学校・家庭・地域がつながり、協働して地域全体の教育力を高め、ふるさとを愛する人を育てます
- 3 一人一人が大切にされ、安全・安心で質の高い教育が受けられる環境をつくります
- 4 生涯にわたって豊かに学びあい、いきいきと活動が続けられる環境をつくります
- 5 米原の自然・歴史・文化の保存・活用を進め、地域文化を育みます

計画期間

令和4年度から令和8年度まで



子育て世代包括支援センターをご利用ください

問 市 子育て世代包括支援センター(ルッチプラザ内) ☎55-4551 ☎ 55-4556

妊娠から出産、子育てまでを切れ目なくサポートするため、妊娠・育児全般のさまざまな相談を受け付けています。

相談員

- ・母子保健コーディネーター(保健師)
- ・子育て支援コーディネーター(保育士)

開設時間

平日9時～17時15分※祝日・年末年始を除く

相談内容

- ・妊娠期の過ごし方、出産への不安
- ・授乳、離乳食の与え方
- ・子どもとの接し方
- ・健康や発達に関する不安や悩み など

母乳は足りているのかな?

市の子育てサービスが
知りたい

子どもの様子がちょっと心配

保育所等に入るにはどうしたら



まずはお電話ください!

- ・子育て世代包括支援センターは、米原市保健センター(ルッチプラザ内)で開設しています。
- ・必要に応じて訪問や面接も行います。
- ・地域子育て支援センターへの巡回訪問もあります。

秘密は厳守しますので、
安心してご相談ください



第4次米原市男女共同参画推進計画(案) 市民意見(パブリックコメント)を募集します

男女の人権が尊重され、活力ある社会を実現するためには、男女共同参画社会の実現が求められています。

男女共同参画社会基本法等に基づく計画として、今後5年間の施策の方向性などを示した「第4次米原市男女共同参画推進計画(案)」について、皆さんの意見を募集します。

閲覧期間 提出締切

令和4年2月21日(月)まで

意見の 提出方法

閲覧場所で直接提出または郵送、ファクス、
メールで下記へ提出してください。

計画(案)の 閲覧場所

本庁舎、山東支所、各市民自治センター
の市政情報プラザ
各行政サービスセンター
市立図書館
市公式ウェブサイト

お問い合わせ・意見の提出先

〒521-8501 米原1016
市 人権政策課 ☎53-5167 ☎ 53-5148
✉ jinsui@city.maibara.lg.jp

